



2026 年 8 月 31 日

各 位

上場会社名 グローム・ホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 菅 原 正 純
(東証グロース・コード 8938)
問 合 せ 先 経営企画部部長 藤 本 竜 哉
(TEL 03-5545-8101)

**連結子会社における特別損失（一部債権放棄）の計上
およびアライアンス先医療機関の施設数・病床数に関するお知らせ**

当社の連結子会社であるグローム・マネジメント株式会社（以下「GMMA」といいます。）において、アライアンス先医療機関である医療法人（以下「対象法人」といいます。）に対する貸付金の回収に際して特別損失を計上することとなり、あわせて当社グループのアライアンス先医療機関の施設数・病床数に変動が生じることとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 概要

長野県所在の対象法人に関して、ある医療法人（以下「本医療法人」といいます。）が対象法人の経営主導権を取得することとなりました。これに伴い、本医療法人は対象法人の経営状況を精査のうえ対象法人に新規貸付を行い、対象法人はその貸付金をもって GMMA に対する借入金の期限前弁済を行うこととなりました。

対象法人に対する貸付金は、対象法人の近年の財務状況および資金繰りの悪化により、約定どおりの返済が困難な状況が継続しておりました。

今般、対象法人の経営の抜本的な再建および存続を図るため、本医療法人への経営主導権の委譲を伴う再建計画が策定されました。

当社としても、この状況のままでは貸付金債権の回収見込みが立たず、対象法人が破綻した場合には当社の経済的損失がさらに拡大することが見込まれます。そのため、経営主導権の委譲および新体制による経営再建を円滑に成立させ、GMMA の投融資にかかる損失を最小限に抑えることが経済的合理性に資すると判断いたしました。

この判断に基づく協議の結果、本件再建計画の一環として、GMMA は対象法人に対する金銭債権のうち 128.5 百万円について本日（2026 年 8 月 31 日）をもってその支払いを免除（債権放棄）することといたしました。



GMMA は貸付金の期限前弁済の承認ならびに債権放棄による特別損失の計上について取締役会にて決議いたしました。

また、一連の取引により、GMMA は 172.3 百万円の貸付金回収を行うことが確定いたしました。

なお、当社は、本件につき報告を受けております。

2．特別損失の額（計上予定の債権放棄額）

128.5 百万円

3．本医療法人の概要

本医療法人との守秘義務契約により、その名称・所在地等の詳細につきましては開示を差し控えさせていただきます。

なお、当社と本医療法人との間には、記載すべき資本関係、人的関係および取引関係はありません。また、本件は関連当事者取引に該当いたしません。

4．アライアンス先医療機関の施設数・病床数について

本件取引に伴い、対象法人と GMMA 間の業務委託契約は解除となり、2026 年 8 月 31 日付で、当社グループのアライアンス先医療機関が保有する総病床数は 110 床減少し、4,309 床となります。

2026 年 8 月 31 日時点のアライアンス先施設の内訳は、無床診療所 6 施設、有床診療所 8 施設、病院（介護医療院を含む）22 施設、介護老人保健施設 11 施設の計 47 施設となります。

5．スケジュール

2026 年 8 月 31 日 GMMA 取締役会決議、業務委託契約解除

2026 年 8 月 31 日 貸付金回収、特別損失の計上

6．今後の見通し

本件に伴い、2027 年 3 月期の連結決算において上記特別損失を計上する予定ですが、対象法人に対する貸付金については、第一四半期終了時点で 128.7 百万円の貸倒引当金を計上済みであります。

したがって、本件が 2027 年 3 月期の連結業績に与える実質的な影響額は、軽微であります。今後、業績予想の修正等、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以上